

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画新橋田村町地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名称		新橋田村町地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1.2 ha			
配置及び規模の 公共施設の 配置及び規模	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線道路	放射第 21 号線	別に都市計画において定める通り	整備済み
		区画道路	区画道路 1 号	幅員約 6.0m〔12.5m〕、延長 約 160m	拡幅
			区画道路 2 号	幅員約 6.3m〔9.0m〕、延長 約 35m	拡幅
			区画道路 3 号	幅員約 2.6m〔4.0m〕、延長 約 60m	拡幅
	地区内集散道路		幅員約 7.5m〔9.5m〕、延長 約 170m	新設	
公園及び緑地	緑地	緑地	面積 約 650 m ²	新設	
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備考
	約 4,600 m ²	約 106,000 m ² 〔約 85,000 m ² 〕	事務所、店舗、駐車場	高層部：150m 中層部：70m	建築物の高さは T.P. 5.4m からのによる
建築物の 整備 敷地	建築敷地面積	整備計画			
	約 7,700 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全確保と地区内交通の円滑化のため、道路の拡幅整備を行う。 ・ゆとりある歩行者空間を確保するため、壁面の位置を制限し、歩道状空地を整備する。 ・周辺の利用に配慮した緑地及び広場を整備する。 			
参考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

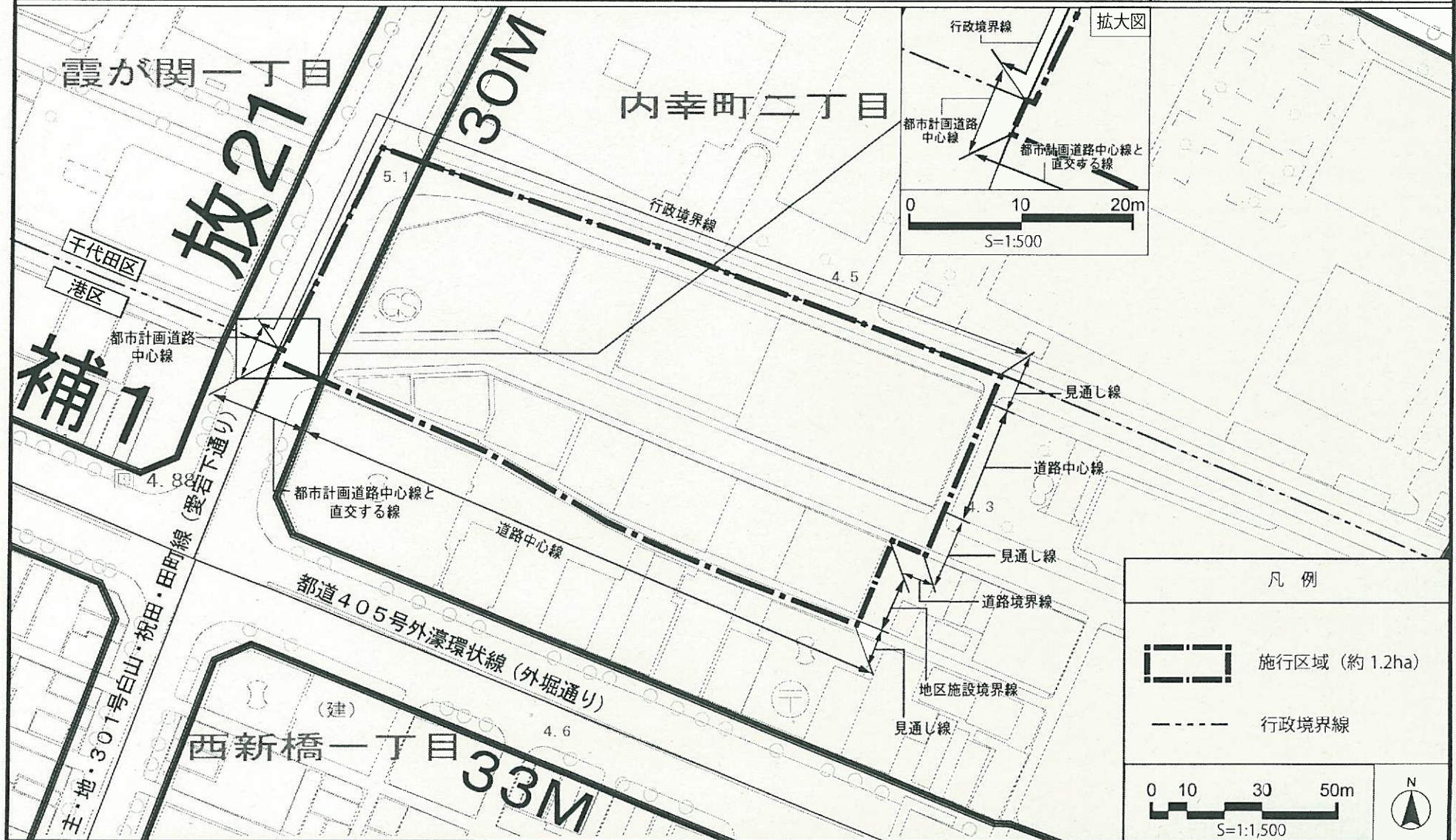
「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 新橋田村町地区第一種市街地再開発事業

計画図1 (施行区域図)

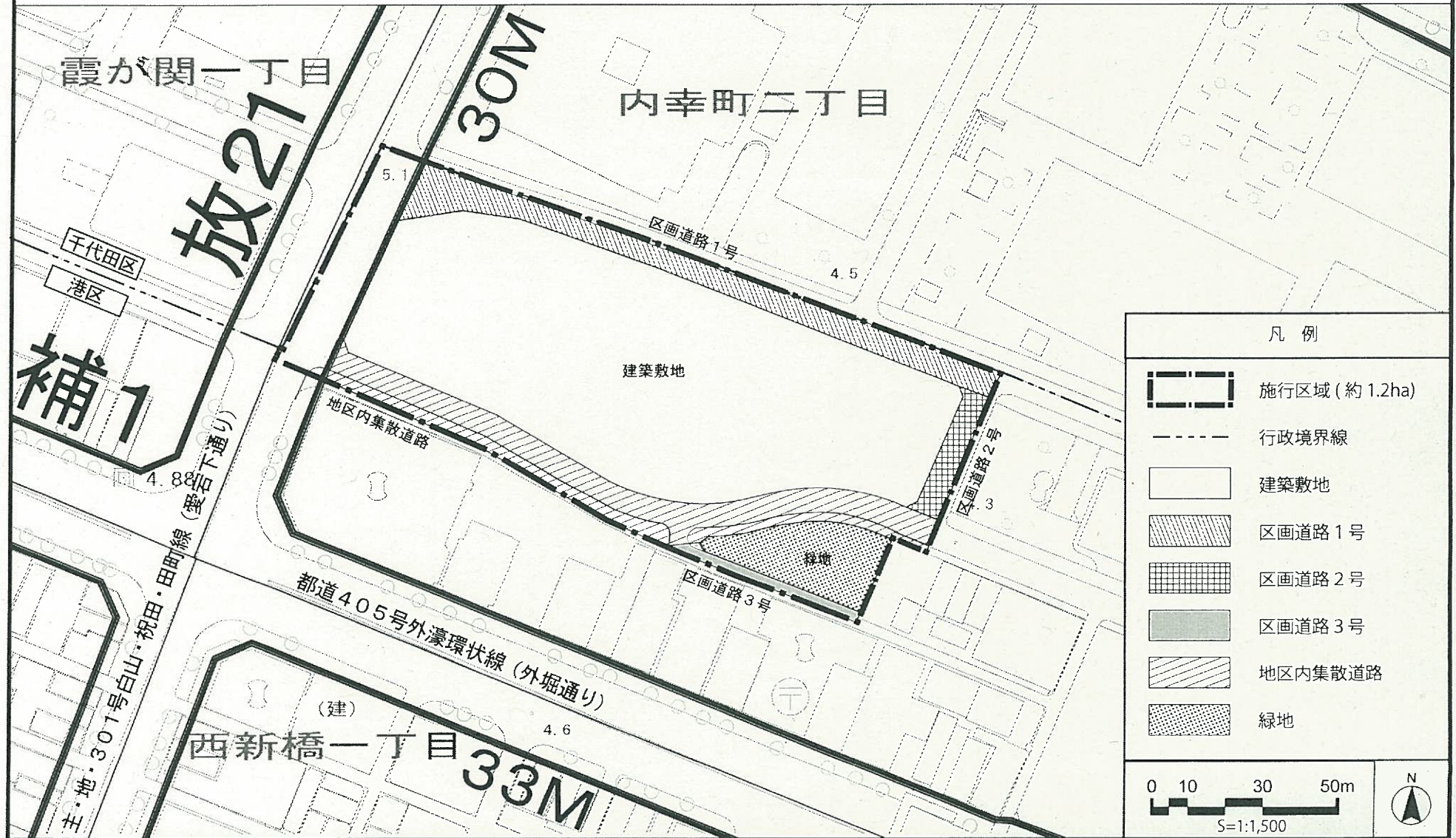
[港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第124号・MMT利許第27039号—85) 無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 28都市基街都第260号、平成28年12月21日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 新橋田村町地区第一種市街地再開発事業

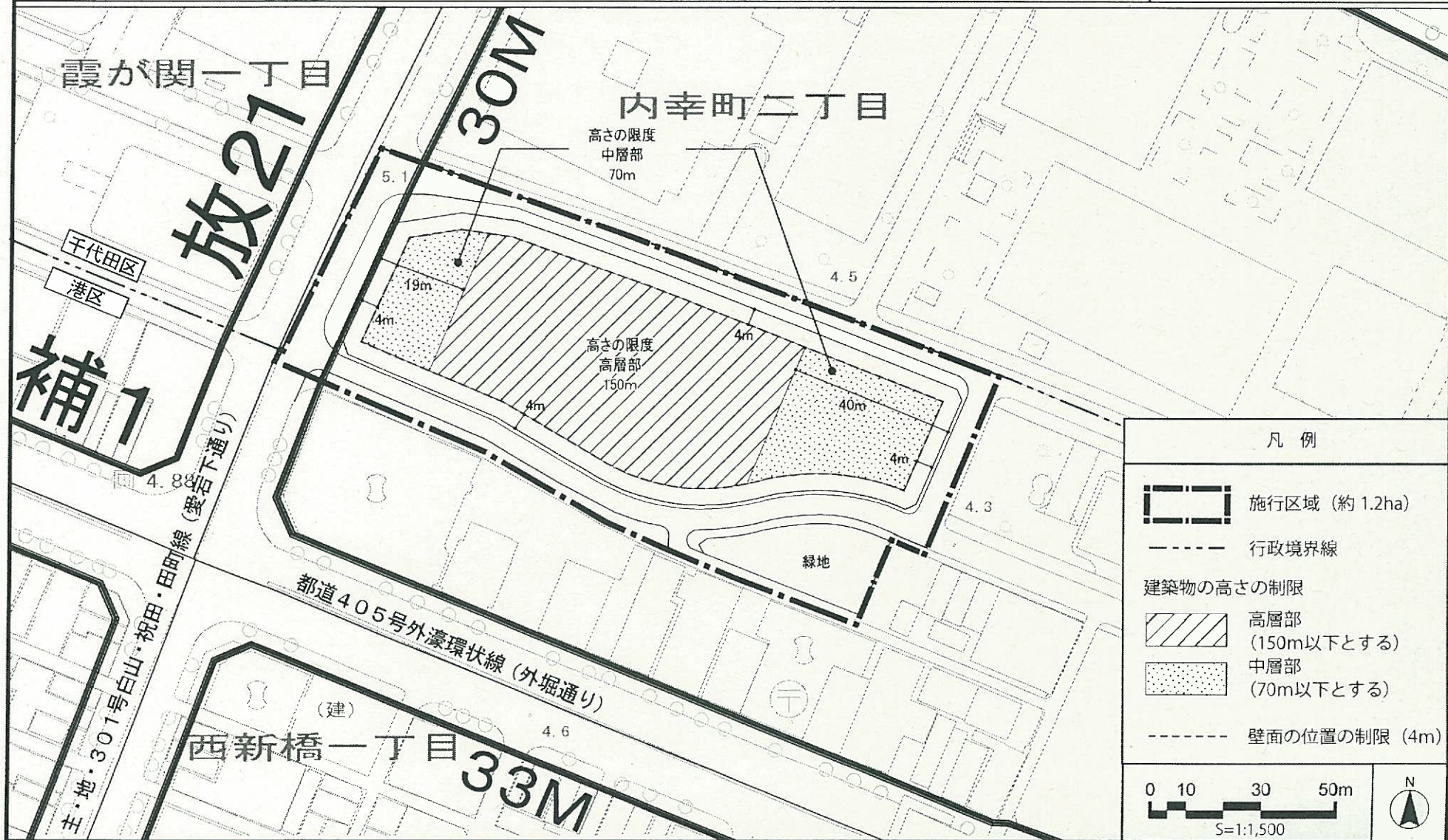
計画図2 (公共施設の配置図) [港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第124号・MMT利許第27039号—85) 無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 28都市基街都第260号、平成28年12月21日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 新橋田村町地区第一種市街地再開発事業

計画図3 (建築物の高さの限度図)[港区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第124号・MMT利許第27039号—85) 無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 28都市基街都第260号、平成28年12月21日